

# 看護質的統合法(KJ法)研究会 会則

## 第1条 (名称)

本会を、看護質的統合法(KJ法)研究会 (通称 N-KJ)と称する。

## 第2条 (目的)

本会は、看護学における質的統合法(KJ法)の確立により、会員相互の学術的研鑽を図り、看護学の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 (事業)

1. 研究集会の開催
2. 研究会誌、その他の刊行物の発行
3. 看護学分野における質的統合法(KJ法)指導者の育成
4. その他、本会の目的達成にあたり必要な諸事業

## 第4条 (会員)

看護学分野における質的統合法(KJ法)に関心をもつ研究者、教育者、実践家で、所定の手続きを済ませたものとする。

## 第5条 (役員)

1. 本会に下記の役員をおく。

会長	1名
世話人	若干名
監事	若干名
顧問	1名
2. 会長は、世話人の互選によって定められ、会を代表し会務を統括する。任期は2年とし再任を妨げない。
3. 世話人は、原則として会長が委託する。世話人は世話人会を構成し会務に関する事項を議決する。世話人会は年1回以上開催するものである。
4. 監事は、世話人会の議を経て会長が委託する。監事は会計監事に従事し、任期は2年とする。監事は会の運営に関して会長を補佐する。ただし再任は妨げない。
5. 顧問は、看護学分野における質的統合法(KJ法)の提唱者を会長が委託し、指導者育成と研究集会のスーパーバイズを担う。

## 第6条 (研究集会)

1. 研究集会開催のため、当番世話人をおく。
2. 当番世話人は、世話人会の議によって定める。

## 第7条 (総会)

会長は、年一回総会を招集する。

#### 第 8 条（知的財産）

本会から生じた著作権などの知的財産は、本会がこれを所有する。

#### 第 9 条（経費）

本会の経費は会費および寄付金をもって、これにあてる。

#### 第 10 条（会費）

会員は所属、住所、メールアドレスを登録し、年会費（年 5,000 円）を納入するものとする。

#### 第 11 条（会計）

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

#### 第 12 条（退会）

1. 退会を希望するものはその旨を事務局に届けなければならない。その場合既納の会費は返却しない。
2. 年会費を 2 年以上滞納した場合は、退会したものとみなす。

#### 第 13 条（会則変更）

本会則の変更は、世話人会の議を経て行うことができる。

#### 第 14 条（事務局）

1. 本会の事務局連絡先を下記に置く。〒260-8672 千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学看護学部 老人看護学教育研究分野 FAX 043-226-2427
2. 本会の事務局連絡先を平成 29 年 2 月 11 日に下記に置く。〒400-0062 山梨県甲府市池田 1-6-1 山梨県立大学看護学部 地域看護学内 FAX : 055-253-9183

#### 第 15 条（附則）

1. 本会の会則は平成 21 年 3 月 15 日より施行する。
2. 本会の会則は平成 29 年 2 月 11 日より施行する。